

令和5年2月27日から令和5年3月29日にかけて実施していた「多治見市地域力向上活動推進事業補助金交付要綱の一部改正について」のパブリック・コメント手続きにおいて以下のとおり1名から1件意見をいただきましたので報告します。

また、いただいた意見要旨及び意見に対する市の考え方は以下の通りです。

いただいた意見要旨		市の考え方
1	多治見の活性化を願う市民活動を支援していただけることは当事者にとって大変有難いことです。 行政の市民サービスは「使い勝手」の良いことが大切だと常々思っているところです。 今次の改正案については「使い勝手」の観点から賛成です。 但し、不正受給とならないように使途明細の「領収書」添付を義務付け、また厳格なチェック機能の整備が必要と考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。 ご指摘のとおり、本補助金を活用した事業が終了次第、事業報告書の提出をいただきますが、その際、支払った事業費に対する領収書等、根拠資料の添付を義務付けています。 仮に前渡しした額が、事業報告書提出後の交付確定額を上回った場合は、返還していただくこととしています。 そのルールに則り、適正な補助金の交付ができるよう厳格なチェックを行っていきます。